

たつなみ 2026 (令和 8) 年 1 月 1 日 発行(毎月一回 1 日発行) 第 484 号

たつなみ

2026 (令和 8) 年 1 月号
特定非営利活動法人 **たつなみ会**
代表理事 相羽美子
定価 100 円



2025年1月24日 (金)
書初め



ホームページは、<http://tatsu73.com>

2026年1月

小寒 1月5日

大寒 1月20日

日	月	火	水	木	金	土
1月15日(木)～16日(金) ボロ市	1 元日	2 お休み	3 お休み			
	1月1日(木) ～1月4日(日) 年始のお休みです。					
4 お休み	5	6	7	8	9	10
	◆定例会お休み					
	初詣	坊主めくり	いろはカルタ	福笑い	マジックショー	お誕生日会 麻雀教室 ぬり絵
11	12 成人の日	13	14	15 ボロ市	16 ボロ市	17
鏡開き				◆定例会お休み		
	ADL体操	俳句の会	京子先生体操教室	「青い山脈」歌体操	書初め	脳トレ
18	19	20	21	22	23	24
					会報誌発送	
	詩歌の書き写し	風物詩塗り絵	ウクレレ演奏	カレンダー作り	皆でたい焼き作り	ぬり絵
25	26	27	28	29	30	31
	カレンダー作り 理容の日	写経	脳トレ	カラオケ紅白戦	スギリハ 「体操教室」	脳トレ
		1月のお誕生日			<p>★申し訳ございませんが、カレンダーは急に変更することがございます。どうぞご了承ください。 ★定例会の内容は、3頁をご参照下さい。</p>	
		24日 川上いそ江 様 おめでとうございます。				

たつなみふれあい昼食会にお越しください

2026年 1月 1日（木）◆定例会中止
令和8年 1月 5日（月）◆定例会中止
1月 15日（木）◆定例会中止

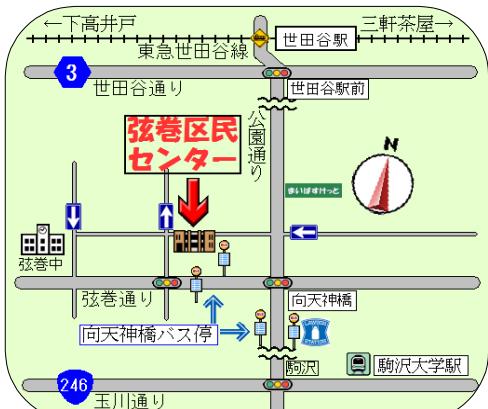
◎右記以外の月～土には、10：00～15：30まで、世田谷線上町駅から100mの、憩いの場“とまり木”で実施いたします。

12：00 ごろ～14：30 ごろ

弦巻区民センター料理講習室

昼食代金：400円 弦巻1-26-11
Tel. 3426-9624

ふれあいサロン弦巻「定例会」



- 12：00～13：00頃まで、ボランティアシェフたちがバラエティランチをこしらえてお待ちしています。
- 午後からは、お楽しみ会です。

◎定例会開催の日は、

- 1日（木）元旦のため中止いたします。
- 5日（月）買い物ができずお休みします。
- 15日（木）ボロ市のために中止いたします。

定例会のお楽しみメニューより

事務局長：大橋孝峰

1月は、昼食会＆定例会はお休みです。

申し訳ございません。

初詣

初詣は、江戸のころまでは自宅から見て恵方にあたる神社仏閣に参詣していたそうで「恵方詣り」と言われていたそうです。それが「初詣」と言われるようになったのは、参拝客輸送を目的とした鉄道、今のJR成田線と京成電鉄が成田山新勝寺に向かったり、JR東海道本線と京急で川崎大師に行きやすくなったり、JR山手線と東京メトロが明治神宮に直結したり等々として、しかも、競合する鉄道会社間で正月の参詣客獲得の集客キャンペーンが行われるようになりました。そうすると「恵方詣り」では毎年お客様が利用してくれないので生み出されたんだろうという言葉が「初詣」だったのでしょうか。

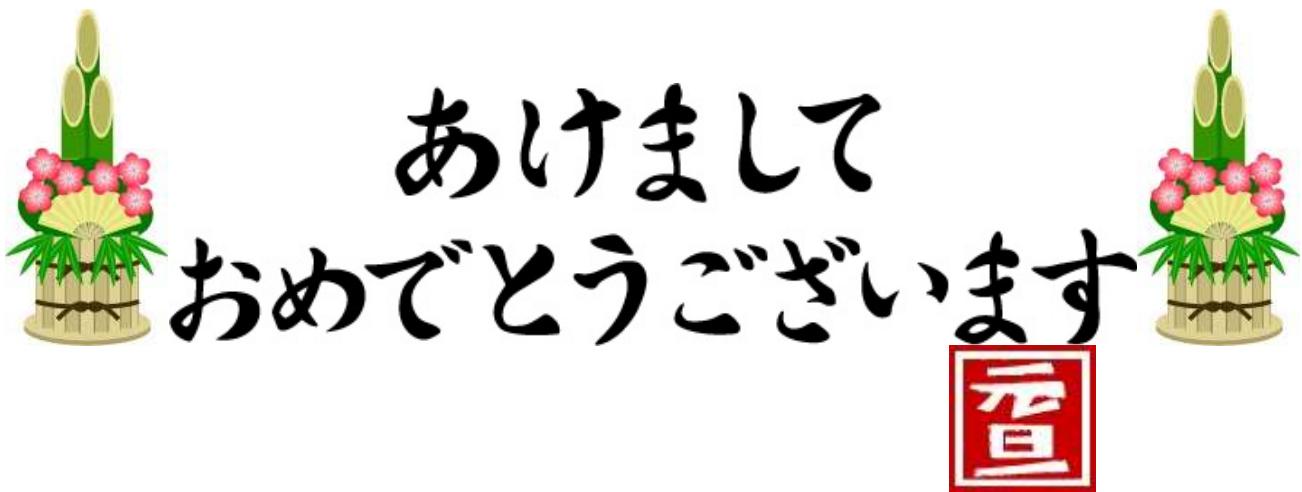
でも初詣は氏神や有名な寺社でなくともよいそうで右の表を参考にご近所で恵方参りをされるのもよいのでは……。

つづく

これから10年間の恵方

年	十干	方位
2026	丙	ひのえ
2027	丁	ひのと
2028	戊	つちのえ
2029	己	つちのと
2030	庚	かのえ
2031	辛	かのと
2032	壬	みづのえ
2033	癸	みづのと
2034	甲	きのえ
2035	乙	きのと

2026



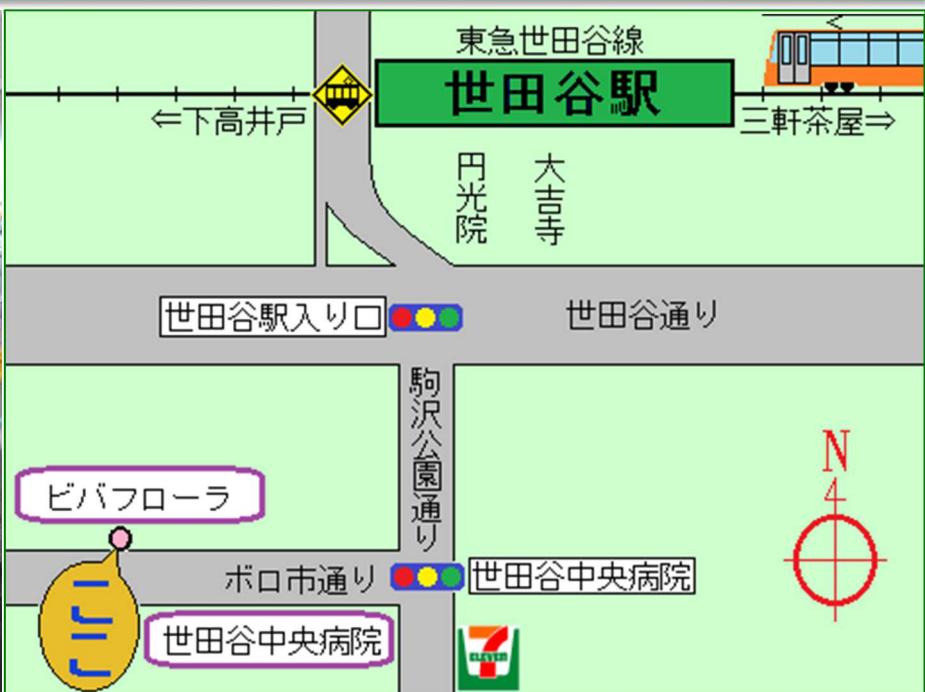
特定非営利活動法人たつなみ会
たつなみ会通所介護事業所（デイサービス）
ヘルパーステーションとまり木（ホームヘルパー）
ヘルパーステーションたつなみ（ケアマネージャー）
移送サービスたつなみ（福祉有償運送）
食事サービスとまり木（会食、ケータリング）
たつなみリサイクルの会（ボロ市、ガレージセール等）
ふれあい昼食会（弦巻区民センターでの昼食会）

ボロ市



2026年1月15日(木)～16日(金)

ぜひ、お越しください。
ことに、販売のお手伝いは大歓迎。
リサイクル品、持ち帰り用の買い物袋等
をご寄附いただけすると、大感激です。



たつなみ会の出店場所は
ビバフローラ玄関脇
世田谷区世田谷 1-32-18

第45回

区民ふれあいフェスタ

11月26日（水）～12月7日（日）

会場：うめとぴあ



自主生産品等販売会



障害者団体発表会



作品展に出展しました



見学者も大勢でした



12月5日（金）
もちろん見学に行き
自分の作品が「あった！」

♥♠♦♣ ケアルーム NOW ♣♦♠♥



11月22日（土）
松陰神社前商店街でエイサー大会
「はっ、イヤ～～サッサ」



11月11日（火）
玉入れ
今日はユラユラしません



12月6日（土）
麻雀教室
リーチ！

♥♠♦♣ ケアルーム NOW ♣♦♠♥

11月28日(金)
クリスマスツリーづくり



折っては貼り付け



ともかく
折っては貼り付け



ひたすら
折っては貼り付け

完成了しました



12月8日(月)

写経



書き写して

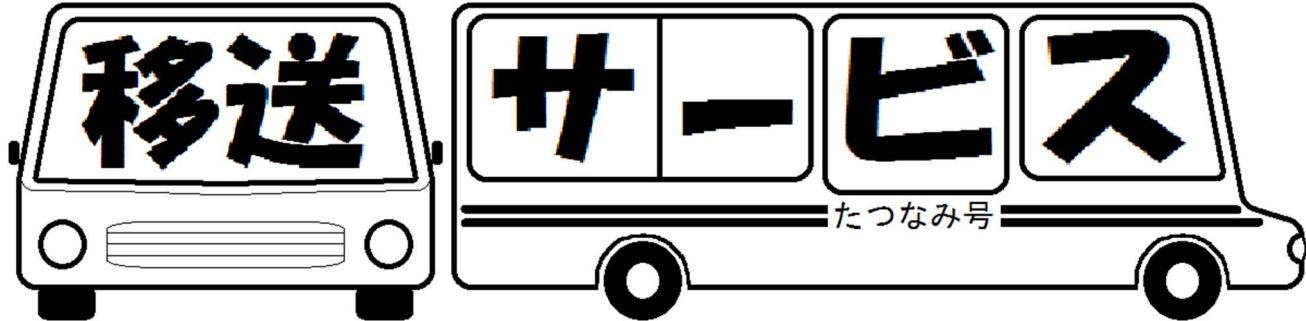


ともかく
書き写して



ひたすら
書き写して

ご利益があふれかえりました



2026年法改正①

道路交通法が今年4月から大きく変わります。そこで、今月と来月にその改正点をお知らせいたします。

今月は、自動車運転に関する改正点

2026年法改正1：生活道路での法定速度引き下げ

生活道路での法定速度が大きく変わります。「生活道路」とは、センターラインや中央分離帯のない、道幅5.5m以下の狭い道路のことです。

2026年9月から、生活道路の法定速度を30km/hに引き下げる改正道路交通法が施行される予定です。これは、従来の法定速度である60km/hからの大幅な引き下げとなります。

なお、生活道路においては、これまで「ゾーン30/ゾーン30プラス」の取り組みがおこなわれてきました。「ゾーン30/ゾーン30プラス」とは、生活道路における歩行者などの安全な通行を確保するために、区域を定めて30km/hの制限速度を設ける取り組みです。

2026年9月の法改正は、「ゾーン30/ゾーン30プラス」とは異なり、一般道路の多くで制限速度が30km/hに引き下げられます。

法改正の背景

今回の法改正の背景は、生活道路における交通事故のリスクが高いことです。

警察庁のデータによると、交通事故死者数全体の約半数が歩行中または自転車乗車中に発生しており、そのうち約半数が自宅から500m以内の身近な場所で発生しています。

また、生活道路における歩行者・自転車乗用中の死傷者数が占める割合は、道路幅5.5m以上の道路の約1.8倍というデータもあります。

幅員別・状態別死傷者数のデータは以下のとおりです。

	幅員5.5m未満（生活道路）	幅員5.5以上
自動車乗車中	41.9%	64.2%
自動二輪車乗車中	6.4%	6.7%
原動機付自転車乗車中	6.4%	3.9%
自転車乗用中	32.0%	15.9%
歩行中	13.3%	9.2%

状態別・自宅からの距離別死者数は以下のとおりです。

	50m 以内	100m 以内	500m 以内	1km 以内	2km 以内	2km 超	調査不能
歩行中	13%	9%	30%	15%	8%	25%	0%
自転車乗用中	2%	2%	21%	22%	23%	29%	1%

そのため、生活道路における安全性の向上が求められているのです。

制限速度を 30km/h にした理由

生活道路の制限速度を 30km/h にした理由は、自動車の速度が 30km/h を超えると、歩行者との衝突時に致死率が急上昇するというデータがあるからです。

自動車の速度と歩行者の致死率

自動車の速度 (km/h)	0～20	20～30	30～40	40～50	50～60
歩行者の致死率 (%)	0.4	0.9	2.7	7.8	17.4

一般的に、速度が速いほど必要な停止距離が長くなり、運転中の視野角も狭くなります。また、事故発生時の被害も大きくなる傾向があります。

そのため、生活道路における制限速度の引き下げは、人命を守るための重要な対策と言えるでしょう。

2026 年法改正 2：車が自転車などの右側を通過する際のルール新設

2026 年 5 月 23 日までに施行される改正道路交通法では、自動車が特定小型原動機付自転車などの右側を通過する際のルールが新設されます。

自動車が自転車などの右側を通過する際、両者の間に十分な間隔がない場合は、以下のようにしなければなりません。

運転者	取るべき対応	罰則
自動車	自転車などとの間隔に応じた安全な速度で走行しなければならない	3か月以下の拘禁刑または 5 万円以下の罰金 ※交通の危険を生じるさせるおそれがある場合は、3 年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金
自転車等	できる限り道路の左端に寄つて走行しなければならない	5 万円以下の罰金

自動車対自転車の交通事故で、自転車の右側に自動車が接触するケースが増えていることが、法改正の理由です。

2026 年法改正 3：普通仮免許などの年齢要件引き下げ

現行の道路交通法では、準中型と普通の仮免許・運転免許試験受験の年齢要件は、いずれも 18 歳以上です。

しかし、2026 年 5 月 23 日までに施行される改正道路交通法により、準中型仮免許と普通仮免許の年齢要件が、17 歳 6 ヶ月に引き下げられます。

引き下げの理由は、早生まれの人も高校卒業までに普通免許などを取得できるようになるためです。

18 歳になる前に運転免許試験に合格しても、実際に準中型免許または普通免許が与えられるのは 18 歳になってからですが、就職や進学など、新生活が始まる 4 月以降はすぐに運転ができるようになります。

来月に続く

特定非営利活動法人 (NPO) たつなみ会のご案内

● 事業内容

☆ 介護保険事業

- ・ たつなみ会通所介護事業所
 - 地域密着型通所介護
 - 介護予防通所介護
 - 総合事業通所サービス
- ・ ヘルパーステーションたつなみ
居宅介護支援（居宅サービス計画の作成他）
- ・ ヘルパーステーションとまり木
訪問介護

☆ 障害者総合支援事業

- ・ ヘルパーステーションとまり木
重度訪問介護

☆ 憩いの場「ケアルームとまり木」

☆ 移送サービスたつなみ

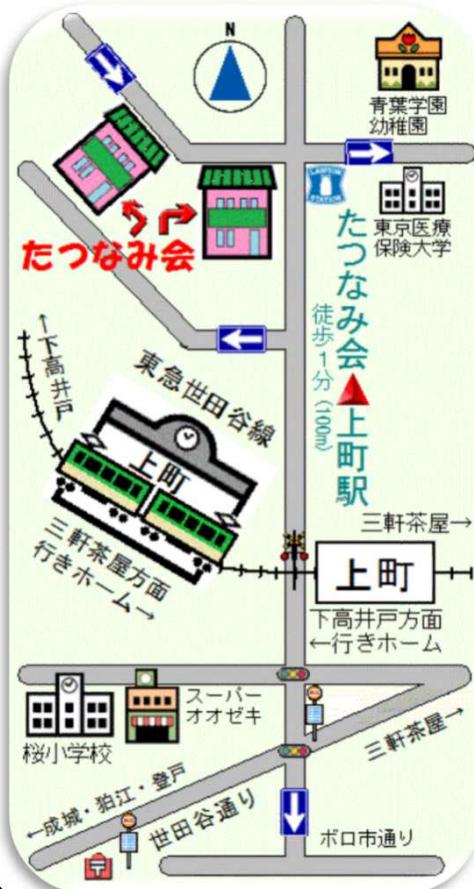
☆ 食事サービスとまり木

☆ 高齢者会食会コーディネート事業たつなみ草

☆ リサイクル事業たつなみリサイクルの会

☆ 研修生受け入れ（随時受け入れ可能）

☆ たつなみコミュニティサロン



会報2月号の発送作業を1月23日（金）午後から、たつなみ会で行います。ボランティア参加できる方、よろしくお願ひいたします。



<http://tatsu73.com>

NPO たつなみ会

〒 154-0017 東京都世田谷区世田谷3-5-19

電話 03-5450-3751 Fax. 03-5450-3752

ホームページ 「たつなみ会」で検索、「[NPOたつなみ会](#)」をクリック

または、URL <http://tatsu73.com>

なおPC版は、URL <http://tatsu73.com/sp/index.html>

